

均衡待遇・正社員化推進奨励金支給申請書

均衡待遇・正社員化推進奨励金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

平成 年 月 日

労働局長 殿

①申請事業主	(事業主)		(代理人・社会保険労務士<提出代行者・事務代理者>) ※該当するものを○で囲んでください。			
	住所(〒 -)		住所(〒 -)			
	名称		名称			
	氏名 ㊟		氏名 ㊟			
電話番号() -		電話番号() -				
常時雇用する労働者数 (うち通常の労働者)		人 (人)	資本の額若しくは 出資の総額		万円	企業規模 中小企業・大企業 ※該当に○
主たる事業		雇用保険適用事業所番号 ※本社の番号				
労働保険番号		都道府県	所管	管轄(1)	基幹番号	枝番号
②制度導入		(1)就業規則届出日・労働協約締結日		平成 年 月 日		
③対象労働者	(1)氏名	(2)雇用保険被保険者番号				
	(3)通常の労働者へ転換した日	平成 年 月 日	(4)転換後6か月分の賃金を支給した日		平成 年 月 日	
	(5)他の助成金等の支給(申請) 有・無		有の場合:助成金等の名称()			
	(6)転換前日から起算して、過去3年間に当事業所の通常の労働者又は短時間正社員だった期間の有無 ※該当に○		有・無	(7)母子家庭の母等		該当する・該当しない
	(8)本人確認	③の内容について確認しました。 平成 年 月 日 (対象者氏名) ㊟				
④支給額	(1)対象労働者数		(2)これまでの合計		(3)支給額 対象労働者数×20万円(大企業は15万円) (母子家庭の母等の場合は10万円加算) = 万円	
	(I)今回的人数 人	(II)うち母子家庭の母等 人	人			
⑤払渡希望金融機関	金融機関名				口座の種類	普通・当座・その他
	支店名				口座番号	
	口座名義(フリガナ)					
⑥申請書作成者						
氏名			所属部署			電話番号

以下労働局利用欄(記入しないで下さい。)

支給決定年月日	平成 年 月 日	支給決定番号	第 号
支給決定額	円	備考	
決裁欄	[局長]	[室長]	[補佐] [担当]

【注意事項】

この申請書は、正社員転換制度を労働協約又は就業規則に定めた日から起算して2年以内に2人以上のパートタイム労働者又は有期契約労働者を通常の労働者に転換した場合に、当該労働者が通常の労働者に転換後6か月分の賃金を支給した日の翌日から起算して3か月以内に、本社の所在地を管轄する都道府県労働局雇用均等室に提出してください。

同時に複数の労働者について申請する際は、本申請書を労働者1人につき1枚作成する必要がありますが、2人目以降の申請書は「③対象労働者」以外の欄を省略することができます。

また、提出する際には、次の書類を添付してください。

- ① 対象労働者の転換前及び転換後の労働条件通知書又は雇用契約書等
- ② 賃金台帳等（対象労働者の転換前6か月分及び転換後6か月分（転換日から6か月前の日及び6か月経過日まで
の賃金に係る分））
- ③ 出勤簿又はタイムカード等出勤状況が確認できる書類（対象労働者の転換前6か月分及び転換後6か月分）
- ④ 中小企業雇用安定化奨励金及び短時間労働者均衡待遇推進等助成金の正社員転換制度を受給した事業主は、
本奨励金を初めて支給申請する際に限り、現行制度を明示した労働協約又は就業規則及び当該制度の運用条件等が
確認できる書類
- ⑤ 対象労働者に母子家庭の母等が含まれるとして申請を行う場合、以下に掲げるいずれかに該当する書類その他母
子家庭の母等である対象労働者の氏名及び当該労働者が母子家庭の母等であることが確認できるもの
 - ・ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づき遺族基礎年金の給付を受けている者が所持する国民年金証書（写）
 - ・ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づき児童扶養手当の支給を受けていることを証明する書類
 - ・ 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づき母子福祉資金貸付金の貸付を受けている者が所持する
貸付決定通知書
 - ・ 日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）第6条第2項に規定する旅客鉄道株式会社の通勤定期乗車券の特
別割引制度に基づき市区町村長又は社会福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第3章に規定する福祉
に関する事務所をいう。以下同じ。）長が発行する特定者資格証明書
 - ・ 市区町村長、社会福祉事務所長、民生委員等が母子家庭の母等であることを証明する書類
- ⑥ 対象労働者に児童扶養手当を受給している父子家庭の父（以下「父子家庭の父」という。）が含まれるとして申
請を行う場合、以下に掲げるいずれかに該当する書類その他父子家庭の父である対象労働者の氏名及び当該労働者
が父子家庭の父であることが確認できるもの
 - ・ 児童扶養手当法に基づき児童扶養手当の支給を受けていることを証明する書類（写）
 - ・ 日本国有鉄道改革法第6条第2項に規定する旅客鉄道株式会社の通勤定期乗車券の特別割引制度に基づき市区町
村長又は社会福祉事務所長が発行する特定者資格証明書（写）
 - ・ 市区町村長、社会福祉事務所長が児童扶養手当の支給を受けている父子家庭の父であることを証明する書類（写）

【記入上の注意】

支給申請書は次により記入してください。

- (1) 申請者が代理人の場合、左欄に事業主の住所、名称及び氏名（押印不要）を記載し、右欄に代理人の記名押印等
をしてください。
申請者が社会保険労務士法施行規則（昭和43年厚生省・労働省令第1号）第16条第2項に規定する提出代行者
又は同令第16条の3に規定する事務代理者の場合、左欄に事業主の記名押印等を、右欄に申請者の記名押印等
をしてください。
- (2) ①欄の「常時雇用する労働者数」には、2か月を超えて使用されている者（実態として2か月を超えて使用され
ている者のほか、それ以外の者であっても期間の定めのない者及び2か月を超える雇用期間の定めのある者を含
む）であり、かつ週当たりの所定労働時間が当該企業の正規の従業員と概ね同等である者の数を計上してください。
- (3) ②欄の「就業規則届出日・労働協約締結日」には、当該転換制度を設けた方に○を付けるとともに、当該協約等
を締結又は届け出た年月日を記載してください。
- (4) ③欄の「(5)他の助成金等の支給（申請）」には、対象労働者の雇入れや転換に関して他の助成金等の支給を受け
た又は申請したことについての有無に○を付け、当該助成金等の名称を記載してください。
- (5) ③欄の「(6) 転換前日から起算して、過去3年間に当事業所の通常の労働者又は短時間正社員だった期間の有無」
には、当該労働者が通常の労働者への転換日の前日から起算して過去3年間に支給対象事業主において通常の労働
者又は短時間正社員であった期間についての有無に○を付けてください。「有」の場合には、支給対象となりませ
ん。
- (6) ③欄の「(7) 母子家庭の母等」には、当該労働者が母子家庭の母等又は父子家庭の父に該当するか否かについ
て○を付けてください。
- (7) ③欄の「(8) 本人確認」は、必ず対象労働者本人が署名・押印してください。ただし、自己都合退職、死亡等
で対象労働者本人が署名・押印できない場合に限り、事業主がその理由を別添（任意様式）に記載し、署名・押印し
てください。
- (8) ④欄の(1)「(Ⅱ)うち母子家庭の母等」には、父子家庭の父の人数も合わせて記載してください。
- (9) ④欄の「(2)これまでの合計」には、今回の支給申請も含めた対象労働者の合計人数を記載してください。
平成22年度限りで廃止された、「中小企業雇用安定化奨励金」及び「短時間労働者均衡待遇推進等助成金」を受
給し又は申請する場合は、その人数も合わせた合計人数を記載してください。
- (10) ④欄の「(3)支給額」には、父子家庭の父の場合も10万円加算した額を記載してください。